

第29回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月20日(木曜日) 午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

K K R ホテル東京 10階 「瑞宝の間」

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）

5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネットにより議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月19日(水曜日) 午後6時まで

目次

招集ご通知

第29回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------	---

インターネットによる議決権行使のご案内	6
---------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。） 5名選任の件	7
------------------------------------	---

第2号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件	12
-----------------------------	----

招集ご通知

事業報告	13
------	----

連結計算書類	37
--------	----

計算書類	39
------	----

監査報告	41
------	----

株主各位

証券コード 9445
(発送日) 2024年6月5日

(電子提供措置開始日) 2024年5月30日

東京都港区港南一丁目8番23号

株式会社 **フォーバルテレコム**

代表取締役社長 行辰哉

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.forvaltel.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9445/teiji/>



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月19日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後6時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬具

記

1 日 時	2024年6月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目4番1号 K K R ホテル東京 10階 「瑞宝の間」
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第29期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第29期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当日は、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 2. 連結計算書類の「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 4. 計算書類の「個別注記表」

当社ウェブサイト (<https://www.forvaltel.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

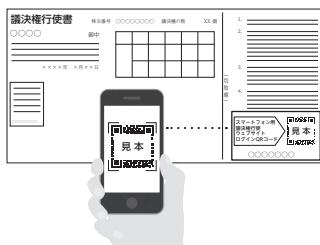
- インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

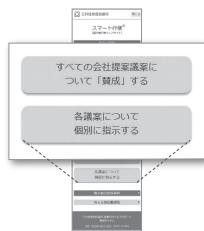
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

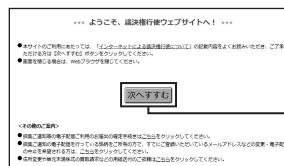
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	ゆき 行 辰哉	代表取締役社長 株式会社トライ・エックス代表取締役社長	再任
2	やまもと 山本 忠幸	取締役 経営管理本部長	再任
3	かじの 梶野 清治	取締役 事業統括及びコンサルティング統括管掌	再任
4	こばやし 小林 寛丈	取締役 開発統括管掌	再任
5	たにい 谷井 剛	取締役 株式会社フォーバル常務取締役 株式会社三知代表取締役会長	再任

候補者番号

1

ゆき
行

たつ や
辰哉

(1964年10月15日生)

所有する当社の株式数…………… 14,500株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年 5月	株式会社フォーバル入社	2015年 4月	株式会社フォーバル常務執行役員社長室長
2006年 4月	同社役員待遇兼事業統括本部通信事業統括	2016年 4月	同社常務執行役員社長室長兼グループ統括部長
2007年 4月	同社執行役員首都圏第二支社長	2016年 4月	ビー・ピー・コミュニケーションズ株式会社代表取締役会長
2010年 4月	同社上席執行役員首都圏支社長兼城南支店長兼企画営業部長兼事業推進本部副本部長	2016年 6月	株式会社フォーバル取締役社長室長
2012年 4月	同社上席執行役員営業本部長兼首都圏支社長兼城南第二支店長	2016年 6月	ビー・ピー・コミュニケーションズ株式会社取締役会長
2013年 4月	同社上席執行役員社長室長	2017年 2月	株式会社アップルツリー代表取締役社長
2013年 4月	ビー・ピー・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長	2020年 6月	株式会社フォーバル常務取締役社長室長
2013年 6月	当社取締役	2022年 4月	同社取締役
		2022年 4月	当社代表取締役社長 (現任)
		2022年 6月	株式会社トライ・エクス代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社トライ・エクス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

親会社である株式会社フォーバルにおいて、長年にわたり、グループ企業の経営をサポートしてきた経験と実績を有していることから、当社の持続的な成長とさらなる企業価値の向上を期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

やまもと ただゆき
山本 忠幸 (1962年10月13日生)

所有する当社の株式数 48,500株
取締役会出席状況 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2000年 4月	当社入社	2006年 6月	当社経営管理本部長
2004年 1月	当社経営管理本部経営企画担当マネージャー	2019年 4月	当社管理統括本部長
2006年 6月	当社取締役 (現任)	2023年 4月	当社経営管理本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の経理・財務を主とした管理部門の責任者として経営を支えてきた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

かじの きよはる
梶野 清治 (1960年10月2日生)

所有する当社の株式数 18,500株
取締役会出席状況 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年 3月	株式会社フォーバル入社	2010年 4月	株式会社フォーバル執行役員ビジネスパートナー ディビジョンディビジョンヘッド
1996年 4月	同社OA営業本部大阪支店長	2013年 4月	当社事業本部長
2000年 4月	同社I S P事業部副事業部長兼FC本部長	2013年 6月	当社取締役 (現任)
2002年 2月	当社取締役事業本部長	2019年 4月	当社事業統括本部長
2004年 7月	株式会社フォーバル理事ビジネスパートナー 事業部長	2023年 4月	当社事業統括及びコンサルティング統括管掌 (現 任)
2009年 4月	ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社 取締役事業本部長		

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の事業部門の責任者として経営を支えてきた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

こ ばやし ひろ たけ
小林 寛丈 (1971年6月17日生)

所有する当社の株式数…………… 14,000株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1995年4月	株式会社フォーバル入社	2019年6月	当社取締役(現任)
2001年10月	当社出向	2022年4月	当社ビジネスデザイン統括本部長
2003年4月	事業企画グループ部門長	2023年4月	当社開発統括管掌(現任)
2015年4月	執行役員事業本部副本部長		
2018年4月	当社入社		
2019年4月	当社企画統括本部長		

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社企画部門の責任者を長年務めた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

た に い
谷 井

つよし
剛

(1965年4月17日生)

所有する当社の株式数 …………… 158,700株

取締役会出席状況 …………… 16/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1996年6月	当社入社	2008年6月	株式会社トライ・エックス代表取締役社長
2000年5月	当社管理本部長	2008年10月	株式会社ホワイトビジネスイニシアティブ 代表取締役社長
2000年6月	当社取締役	2011年2月	株式会社F I Sソリューションズ 代表取締役社長
2006年6月	当社常務取締役	2022年4月	当社取締役(現任)
2007年6月	当社代表取締役社長	2022年6月	株式会社フォーバル常務取締役(現任)
		2023年9月	株式会社三知代表取締役会長兼社長
		2023年10月	株式会社三知代表取締役会長(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社フォーバル常務取締役 株式会社三知代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社をはじめとしたグループ企業を管理・指導してきた豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 取締役候補者である行辰哉氏は、株式会社トライ・エックスの代表取締役社長を兼任し、当社は同社との間に、商品売買等の取引関係があります。また、取締役候補者である谷井剛氏は、株式会社三知の代表取締役会長を兼任し、当社は同社との間に、商品売買等の取引関係があります。
2. 上記を除く候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、毎年12月に契約を更新しております(被保険者は保険料を負担しておりません。)。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。
4. 行辰哉氏は、親会社である株式会社フォーバルの子会社であるビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社アップルツリーの業務執行者に該当し、当該事項につきましては略歴に記載のとおりであります。
5. 谷井剛氏は、親会社である株式会社フォーバルの子会社である株式会社三知の業務執行者に該当し、当該事項につきましては略歴に記載のとおりであります。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役以下1名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たか やま
高山

こずえ
梢

(1979年10月11日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2002年3月 早稲田大学卒業
2005年11月 司法試験合格
2007年9月 司法修習修了、弁護士登録(旧60期)
2007年9月 真和総合法律事務所(現任)
2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

【重要な兼職の状況】

弁護士
真和総合法律事務所

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山梢氏は、弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと期待しており、同理由から社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験は有りませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 高山梢氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 高山梢氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は高山梢氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 高山梢氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、毎年12月に契約を更新しております(被保険者は保険料を負担しておりません。)。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと等により、経済活動に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、資源・エネルギー価格の変動等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが中核的な事業領域とする情報通信分野では、移動系超高速ブロードバンド接続サービスの契約数が急拡大し、ビジネスにおける効果的な活用や急増したデータ量への対応・セキュリティ対策が課題となっております。

このような環境の下で、当社グループは、法人向けVoIPサービス、法人向けFMC（Fixed Mobile Convergence）サービス、個人向けインターネットサービス等「IP & Mobileソリューション・ビジネス」と位置付ける利便性の高いサービスの拡販を中心に、中小法人及びコンシューマ向けの各種サービスを提供しております。

具体的には、当社及び当社連結子会社である㈱F I Sソリューションズにおいては、光回線サービス「iSmartひかり」、法人を対象とした光ファイバー対応IP電話「スマートひかり」及びスマートフォンを利用したFMCサービス「どこでもホン」、並びに個人を対象としたISPサービス「iSmart接続-Fひかり」を中心に、合わせて情報通信機器等を提供しております。

また、当社では登録小売電気事業者として法人顧客に電力サービス「Elenova」を提供しており、本サービスを「ユーティリティ・ビジネス」と位置付けております。

当社連結子会社である㈱トライ・エックス及びタクトシステム㈱においては、法人顧客からのニーズが強い「ドキュメントソリューション・ビジネス」を提供しており、上流工程から最終工程まで一貫したサービスの提供が可能となっております。

また、当社及び当社連結子会社である㈱保険ステーションにおいては、主に法人顧客に対し「コンサルティング・ビジネス」を提供しております。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は231億15百万円（前期比6.6%減）となりました。これは主に「IP & Mobileソリューション・ビジネス」において、個人を対象としたサービスの利用件数の減少によるものでありますが、一方利益面では、「ユーティリティ・ビジネス」において燃料価格の低下に伴い原価が縮小された事により、営業利益が10億23百万円（前期比78.5%増）、経常利益が10億8百万円（前期比57.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増益と併せて特別利益に貸倒引当金戻入益89百万円、移転補償金57百万円を計上し、7億50百万円（前期比98.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

《IP & Mobileソリューション・ビジネス》

「IP & Mobileソリューション・ビジネス」は、VoIPサービス、モバイルサービス等の情報通信サービス全般を提供しております。個人を対象としたサービスの利用件数の減少により、売上高は108億74百万円（前期比5.7%減）、セグメント利益は12億38百万円（前期比0.4%減）となりました。

《ユーティリティ・ビジネス》

「ユーティリティ・ビジネス」は、電力を提供しております。売上高は79億11百万円（前期比9.9%減）となりましたが、燃料価格の低下に伴い原価が縮小された事により、セグメント利益は7億38百万円（前期はセグメント損失1億20百万円）となりました。

《ドキュメントソリューション・ビジネス》

「ドキュメントソリューション・ビジネス」は、普通印刷、印刷物のプランニング・デザイン等を行っております。大口顧客並びに新規商材の販売計画の遅れにより、売上高は12億10百万円（前期比10.0%減）、セグメント損失は4百万円（前期はセグメント利益73百万円）となりました。

《コンサルティング・ビジネス》

「コンサルティング・ビジネス」は、経営支援コンサルティング、保険サービス及びセキュリティサービス等を行っております。クラウドサービスの伸長により、売上高は31億18百万円（前期比0.7%増）となったものの、システムの先行投資及び保険サービスとセキュリティサービスの販売計画の遅れにより、セグメント利益は21百万円（前期比84.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、504百万円であります。主なものは、当社基幹システム（ソフトウェア）への投資であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第26期 (2021年3月期)	第27期 (2022年3月期)	第28期 (2023年3月期)	第29期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	21,729	21,801	24,748	23,115
経常利益	(百万円)	653	1,001	641	1,008
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	456	868	378	750
1株当たり当期純利益	(円)	27円32銭	52円00銭	22円60銭	44円78銭
総資産	(百万円)	11,755	11,049	11,051	10,299
純資産	(百万円)	1,753	2,342	2,459	2,924
1株当たり純資産額	(円)	104円30銭	139円24銭	145円67銭	173円44銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数を用いて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は(株)フォーバルで、同社は当社の株式を12,584,200株（議決権比率75.14%）保有しております。
当社は親会社に対しサービスを提供、当社サービスの取次を委託する取引を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引については、当該取引が当社の事業に必要な取引であり、その取引条件が市場価格・水準を勘案した一般的な取引条件であるなど、事業活動上の通常の取引と同様であることに留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引に関しては、取締役会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性に留意のうえ審議し、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)トライ・エックス	78,900	97.50	オン・デマンド印刷業及び 普通印刷業
タクトシステム(株)	20,000	100.00	印刷物のプランニング・デザイン
(株)保険ステーション	17,000	100.00	経営支援コンサルティング及び 保険サービス
(株)F I S ソリューションズ	25,000	100.00	情報通信コンサルティング

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社ではDX（デジタル トランスフォーメーション）及びGX（グリーン トランスフォーメーション）に本格的に取り組んでおります。

DXの取組において、当社は2021年8月に、経済産業省が主管する「情報処理の促進に関する法律」に基づく「DX認定制度」の認定を取得しております。2023年4月にそれまでのプロジェクトを社長直轄の正式部門に改組、新設した「デジタルソリューション室」の主導により、当社の就労形態の変革による利益貢献、具体的にはセキュアな通信網とクラウドシステムを利用したリモートワークの定常化と、RPAとAIを活用した在来業務の自動化に取り組んでおります。

一方GXの取組においては、経済産業省が示すカーボンニュートラルの指針「GXリーグ基本構想」に賛同を表明、2023年4月に社長直轄の「サステナビリティ推進室」を新設、当社の企業活動のカーボンニュートラルを進め、その様子を「TCFDレポート」で開示しております。サービスにおいては2021年10月に、二酸化炭素排出量を実質ゼロとする電力「Elenova 地球にやさしいでんき」の提供を開始、加えて電力に留まらず、ガスや通信等、その他のサービスのカーボンニュートラル化にも取り組んでおります。

当社では創業以来、主にお客様の直接的な費用対効果の向上に応えるサービスを提供して参りましたが、これに留まる事なく、当社自らが知得したDXとGXのメソッドに基づいたサービスの提供と利用を進め、お客様の社会的価値及び社会貢献を高めることが、当社グループの企業価値の向上にも繋がるものと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は法人向けの各種通信サービスを、IP & Mobileソリューション・ビジネス、ユーティリティ・ビジネス、ドキュメントソリューション・ビジネス、コンサルティング・ビジネスの形態で幅広く展開しております。

事業区分別の主なサービスは次のとおりであります。

[IP & Mobileソリューション・ビジネス]

法人向けVoIPサービス、個人向けインターネットサービス、情報通信機器販売他

[ユーティリティ・ビジネス]

電力の提供

[ドキュメントソリューション・ビジネス]

普通印刷、印刷物のプランニング・デザイン

[コンサルティング・ビジネス]

経営支援コンサルティング、保険サービス及びセキュリティサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

当社	本社：東京都港区港南一丁目8番23号
(株)トライ・エックス（子会社）	本社：東京都新宿区
タクトシステム(株)（子会社）	本社：東京都新宿区
(株)保険ステーション（子会社）	本社：東京都港区
(株)F I Sソリューションズ（子会社）	本社：東京都港区

(注) 当社は、2023年9月18日付で、本店を東京都千代田区から東京都港区へ移転しております。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
IP & Mobileソリューション・ビジネス	61 (-) 名	7名減 (-)
ユーティリティ・ビジネス	7 (-)	-名 (-)
ドキュメントソリューション・ビジネス	97 (6)	3名減 (1名増)
コンサルティング・ビジネス	40 (289)	6名減 (10名増)
全社 (共通)	98 (9)	10名増 (1名増)
合 計	303 (304)	6名減 (12名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名 (2名)	4名増 (1名増)	38.9歳	6年6ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)三井住友銀行	600
(株)三菱UFJ銀行	400
三井住友信託銀行(株)	300

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年9月18日付をもって、本店を東京都港区港南一丁目8番23号に移転いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 66,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,757,700株
- ③ 株主数 5,955名
- ④ 大株主上位11名の氏名・名称、持株数及び持株比率

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
(株)フォーバル	12,584,200	75.10
谷井 剛	158,700	0.95
MSIP CLIENT SECURITIES	86,700	0.52
(株)原一平商会	75,000	0.45
関根 芳喜	72,800	0.43
青山 泰長	67,200	0.40
廣瀬 公則	65,200	0.39
光通信(株)	62,900	0.38
フォーバルテレコム社員持株会	59,500	0.36
飯島 功市郎	50,000	0.30
(有)王道	50,000	0.30

(注) 持株比率は、自己株式 (1,710株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	行 辰 哉	(株)トライ・エックス代表取締役社長
取締役	山 本 忠 幸	当社経営管理本部長
取締役	梶 野 清 治	当社事業統括及びコンサルティング統括管掌
取締役	小 林 寛 丈	当社開発統括管掌
取締役	谷 井 剛	(株)フォーバル常務取締役 (株)三知代表取締役会長
取締役（常勤監査等委員）	指 田 直 木	
取締役（監査等委員）	和 田 芳 幸	公認会計士 和田会計事務所所長 (株)ゼロ社外取締役 (株)キャリアデザインセンター社外取締役 栗林商船(株)社外監査役
取締役（監査等委員）	高 山 梢	弁護士 真和総合法律事務所

- (注) 1. 取締役（監査等委員）和田芳幸氏及び取締役（監査等委員）高山梢氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、指田直木氏を常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）高山梢氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）高山梢氏及び取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、毎年12月に契約を更新しております（被保険者は保険料を負担しておりません。）。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

7. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（監査等委員）指田直木氏、社外取締役（監査等委員）高山梢氏及び和田芳幸氏の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（監査等委員）について、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。
8. 谷井剛氏は、2023年10月1日付で株式会社三知の代表取締役会長に就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 取締役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の額 (百万円)			計
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 (-)	54 (-)	42 (-)	2 (-)	99 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	18 (8)	- (-)	- (-)	18 (8)
合計	7 (2)	72 (8)	42 (-)	2 (-)	117 (8)

- (注) 1. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名（うち、社外取締役0名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役2名）です。
4. 2022年6月23日開催の第27回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年340千株以内（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役ならびに社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。

④ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月17日開催及び2023年4月20日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

- ・優秀な人材を取締役として登用でき、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことが出来る「透明性」「公正性」「合理性」を重要視した報酬体系とする。
- ・すべてのステークホルダーに対して幸せを分配できるよう、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・報酬体系・水準は、当社業績や他社水準、経済情勢等を踏まえて見直しを行う。

ロ. 報酬構成

- ・取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績を連動させた役員賞与及び非金銭報酬としての株式報酬で構成する。また、役員賞与の基本報酬に対する報酬構成比率は、業績及び株主価値への連動を重視し、それぞれの職責に応じて、金銭報酬額（基本報酬と役員賞与の支給額の合計額）全体のうち、適切な割合となるように設定する。ただし、役員賞与及び非金銭報酬としての株式報酬の支給対象は常勤取締役（監査等委員である者を除く。）とする。
- ・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

<基本報酬>

- ・経済情勢、当社の成長力を考慮した報酬水準とする。
- ・役割責任に応じた固定報酬として支給する。

<役員賞与>

- ・業績連動報酬として前期決算賞与額に当期経常利益の増減を考慮して支給原資を算出する。

但し、当期の「特別損益」が赤字となった場合には、「当期経常利益」を「税引前当期純利益」に読み替えて支給原資の算出をする。

また、支給総額は同年度の「普通配当総額の33%（1/3）」を上限とし、減配の場合は前年度を超えず、無配当の場合は支給しない。

<非金銭報酬>

- ・譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2022年6月23日開催の第27回定時株主総会の決定において本制度の上限は年額100百万円以内、年340千株以内とする。取締役の個人別の割当数は役付取締役別に設定することとする。

八. 報酬決定の手続き

- ・取締役の報酬のうち、基本報酬及び役員賞与については、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において承認された総額の範囲内で決定する。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額>

- ・年額150百万円以内（使用人分給与は含まない。）

<監査等委員である取締役の報酬等の額>

- ・年額30百万円以内

- ・取締役の報酬のうち、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、2022年6月23日開催の第27回定時株主総会において承認された総額の範囲内で決定する。

<取締役（非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額>

- ・年額100百万円以内、普通株式総数 年340千株以内

- ・取締役の個別の報酬等の額は、取締役会からの委任に基づき、代表取締役社長 行辰哉氏が、株主総会で決議された上記報酬総額の範囲内において、基本方針と報酬構成に則り決定する。同氏については、各役員を俯瞰的に評価できる職責にあり、委任に適するものと判断した。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）高山 梢氏は、真和総合法律事務所パートナーであります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）和田 芳幸氏は、和田会計事務所所長及び㈱ゼロ社外取締役、㈱キャリアデザインセンター社外取締役、栗林商船㈱社外監査役であります。当社と和田会計事務所及び㈱ゼロ、栗林商船㈱の間には特別の関係はありません。当社と㈱キャリアデザインセンターの間には人材紹介の取引関係があります。

ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	和田 芳 幸	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	企業の会計監査に精通した経験豊富な公認会計士としての専門的見地から、財務、経理に関する議題を中心に適宜質問、意見表明等の発言を行っております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。
	高山 梢	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	司法分野での永年の経験を通じて培われた弁護士としての専門的見地から、法務に関する議題を中心に適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。

ホ. イ～ニについての当該社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査等委員全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に上程いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、太陽有限責任監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を取締役会において次のとおり決議いたしました。

1. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- (1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システムの整備にあたり、法令遵守、損失のリスク管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、組織・体制・規程類の整備、実行計画の策定と監視活動等に対策を講じます。
- (2) 内部統制システムをより有効に機能させるために、『内部統制委員会』の活動を定期的に監督及び監視して、当社の企業集団全体に対する横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を定期的に評価したうえで、必要な改善を実施いたします。
- (3) 金融商品取引法に基づく『財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保』については、『内部統制委員会』の活動により適切な取り組みを実施いたします。
- (4) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施いたします。
- (5) 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を促進いたします。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 全取締役が、業務執行を通じて法令等遵守重視の姿勢を明確に示しつつ、『フォーバルグループ行動規範』を徹底する等により、法令等遵守重視の企業風土の醸成を進めます。
 - b. 法令等遵守の重視強化のために、『内部統制委員会』により推進体制を整備いたします。
 - c. 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず、『内部通報制度』を活用して、直接通報窓口で報告する仕組みを運営いたします。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役の閲覧に供します。
 - b. 文書を適切に保存及び管理するために、内部監査部門が文書管理の運用状況を毎年検証し、是正及び改善の必要が認められる場合は、遅滞なく社長に報告いたします。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理基本規程に基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の制定または見直し、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じリスク管理体制を強化いたします。
 - b. リスクの発生または発見時に、取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備いたします。
 - c. 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制として、『危機管理委員会』を設置し対応ルールを整備いたします。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保ちます。
 - b. 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役を含めた執行責任者が参加する会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図ります。
- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 『フォーバルグループ行動規範』を子会社の役員、従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。

- b. 当社は、各子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を『内部統制委員会』の活動を通して行う等により、企業集団全体の内部統制システムの整備を促進いたします。
- c. 関係会社管理規程に基づき、子会社が業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を整備いたします。
- d. リスク管理基本規程に基づき、子会社がリスクを発見した場合には、速やかに当社のリスク管理担当部門に報告いたします。当社は子会社に対し、事案に応じた支援を行うとともに、社外への開示の必要性を判断いたします。
- e. 子会社の自主性を尊重しつつ、子会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直すとともに、職務執行に係る意思決定及び指揮体制を最適状態に保つように支援いたします。
- f. 当社の内部監査部門は、子会社の監査または子会社が実施した監査報告をもとに、法令遵守、リスク管理及び業務の適正性を確保するための指導・支援を行います。
- g. 子会社の役員及び従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず、『内部通報制度』を活用して、直接通報窓口にてその旨を報告する仕組みを運用いたします。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
- a. 監査等委員会は、必要がある場合は、事前に人事担当取締役に通知したうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- b. 監査等委員会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命いたします。
- (7) 前項取締役及び使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 前項 a. により、監査等委員会から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査等委員会に対してのみ行うこととします。
- b. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員には、当該業務に必要な調査権限及び情報収集権限を付与いたしません。

- c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。
 - d. 前項b. により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査等委員会の同意を得るものといたします。
- (8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 当社及び子会社の役員（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、次の場合には、当社の監査等委員会に対して直接かつ速やかに報告いたします。
 - i) 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき
 - ii) 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはそのおそれのある事実を発見したとき
 - iii) その他業務執行に係る重要な報告事項として監査等委員会が求める事項を発見したとき
 - b. 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況、その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査等委員会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査等委員会との協議により決定いたします。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に対し前各項の事実を直接報告した者（当社の監査等委員である取締役を除く。）に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な取扱をしません。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
 - b. 監査等委員が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。
- (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役と監査等委員会との間の定期的な意見交換会を実施いたします。
 - b. 監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査等委員会が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

3. 内部統制システムの運用状況の概要について

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室及び内部統制委員会（当事業年度は6回開催）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

当社の企業集団における経営理念と経営基本方針を周知徹底するため、コンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、コンプライアンス・アラーム運用規程を制定し、内部通報制度を整備しております。また、コンプライアンス・アラーム運用規程に通報者は不利益を受けない旨を規定しております。

(3) リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的として、リスク管理基本規程を制定し、危機管理委員会が危機管理ガイドラインの定期的な見直しと周知徹底を実施しております。また、大規模災害に備えた安否確認システムの運用確認テストも定期的を実施しております。

(4) 子会社経営管理

子会社の経営管理については、関係会社管理規程を制定し、業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を整備しております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、定期的なモニタリングを実施しております。

(5) 取締役の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は19回開催されております。

また、業務分掌規程・職務権限規程を制定し、責任の明確化並びに効率的な業務遂行を図っております。

(6) 監査等委員

社外取締役を含む監査等委員は、取締役会への出席及び監査等委員長による内部統制委員会への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しているほか、会計監査人、内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングしております。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、『フォーバルグループ行動規範』において反社会的勢力排除に向けた指針を定め、具体的には反社会的勢力対応規程の内容を遵守し、反社会的な勢力と一切の関係を遮断することを基本方針といたします。

(2) 体制の整備

当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集を行うほか、司法機関や顧問弁護士とも常に連携して協力体制を整備いたします。

また、当社及び子会社においては、対応する規程類やマニュアルを整備し、各種研修を通じ反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行います。

(6) その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、IP & Mobileソリューション・ビジネスを中心とした販売促進と基幹システム投資に内部留保を活用する一方で、業績に連動した利益還元の双方バランスに配慮して連結配当性向50%程度を目安に配当を決定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき11円とさせていただきます。すでに、2023年12月8日実施済みの中間配当金1株当たり7円とあわせまして、年間配当金は1株当たり18円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第29期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	7,385,046
現金及び預金	1,019,045
受取手形	11,200
売掛金	3,580,070
契約資産	38,877
商品及び製品	70,257
仕掛品	26,821
原材料及び貯蔵品	103,532
未収入金	1,591,389
前払費用	696,029
その他	309,565
貸倒引当金	△61,743
固定資産	2,914,918
有形固定資産	145,497
建物及び構築物	68,368
機械装置及び運搬具	29,820
工具、器具及び備品	47,308
無形固定資産	1,082,517
のれん	203,707
ソフトウェア	878,693
その他	115
投資その他の資産	1,686,904
投資有価証券	6,000
長期前払費用	687,093
破産更生債権等	139,851
繰延税金資産	489,835
その他	493,051
貸倒引当金	△128,927
資産合計	10,299,964

科目	第29期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	7,140,876
支払手形及び買掛金	2,595,340
短期借入金	1,300,000
未払金	2,511,973
未払法人税等	27,630
契約負債	52,493
賞与引当金	138,491
役員賞与引当金	83,900
その他	431,047
固定負債	234,618
退職給付に係る負債	208,230
その他	26,387
負債合計	7,375,494
純資産の部	
株主資本	2,906,099
資本金	553,660
資本剰余金	53,660
利益剰余金	2,299,398
自己株式	△620
非支配株主持分	18,370
純資産合計	2,924,469
負債純資産合計	10,299,964

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第29期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	23,115,191
売上原価	17,337,421
売上総利益	5,777,770
販売費及び一般管理費	4,753,933
営業利益	1,023,836
営業外収益	19,912
受取利息	11
利用料収入	12,659
その他	7,241
営業外費用	35,475
支払利息	13,252
貸倒引当金繰入額	1,760
長期前払費用除却損	18,321
その他	2,141
経常利益	1,008,273
特別利益	160,668
固定資産売却益	6
資産除去債務消滅益	13,735
移転補償金	57,047
貸倒引当金戻入益	89,878
特別損失	2,275
固定資産除却損	2,275
税金等調整前当期純利益	1,166,667
法人税、住民税及び事業税	20,309
法人税等調整額	396,352
当期純利益	750,004
非支配株主に帰属する当期純損失	△401
親会社株主に帰属する当期純利益	750,406

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第29期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	5,846,576
現金及び預金	399,854
売掛金	2,851,848
商品	34,227
貯蔵品	100,146
前渡金	18,687
前払費用	590,342
未収入金	1,585,704
その他	314,705
貸倒引当金	△48,941
固定資産	3,394,868
有形固定資産	68,589
建物	48,332
工具、器具及び備品	20,256
無形固定資産	858,620
ソフトウェア	858,536
その他	83
投資その他の資産	2,467,658
投資有価証券	6,000
関係会社株式	697,382
関係会社長期貸付金	223,000
長期前払費用	683,074
破産更生債権等	139,442
繰延税金資産	395,094
その他	452,183
貸倒引当金	△128,518
資産合計	9,241,444

科目	第29期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	6,774,526
買掛金	2,243,636
短期借入金	1,800,000
未払金	2,446,188
未払法人税等	13,266
未払費用	48,337
賞与引当金	59,800
役員賞与引当金	80,700
その他	82,597
固定負債	212,084
退職給付引当金	187,184
その他	24,900
負債合計	6,986,611
純資産の部	
株主資本	2,254,833
資本金	553,660
資本剰余金	53,660
資本準備金	53,660
利益剰余金	1,648,133
利益準備金	94,359
その他利益剰余金	1,553,773
繰越利益剰余金	1,553,773
(うち当期利益)	781,318
自己株式	△620
純資産合計	2,254,833
負債純資産合計	9,241,444

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第29期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	18,110,423
売上原価	14,154,322
売上総利益	3,956,101
販売費及び一般管理費	2,923,316
営業利益	1,032,784
営業外収益	8,001
受取利息	2,927
その他	5,074
営業外費用	35,761
支払利息	15,670
貸倒引当金繰入額	1,760
長期前払費用除却損	18,331
経常利益	1,005,024
特別利益	161,073
資産除去債務消滅益	13,735
移転補償金	57,459
貸倒引当金戻入益	89,878
税引前当期純利益	1,166,098
法人税、住民税及び事業税	5,382
法人税等調整額	379,396
当期純利益	781,318

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社フォーバルテレコム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小松亮一^①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清水幸樹^②
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フォーバルテレコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーバルテレコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社フォーバルテレコム

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 小松亮一 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 清水幸樹 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバルテレコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社フォーバルテレコム 監査等委員会

常勤監査等委員 指田直木 ㊞

監査等委員 和田芳幸 ㊞

監査等委員 高山 梢 ㊞

(注) 監査等委員和田芳幸及び高山梢は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

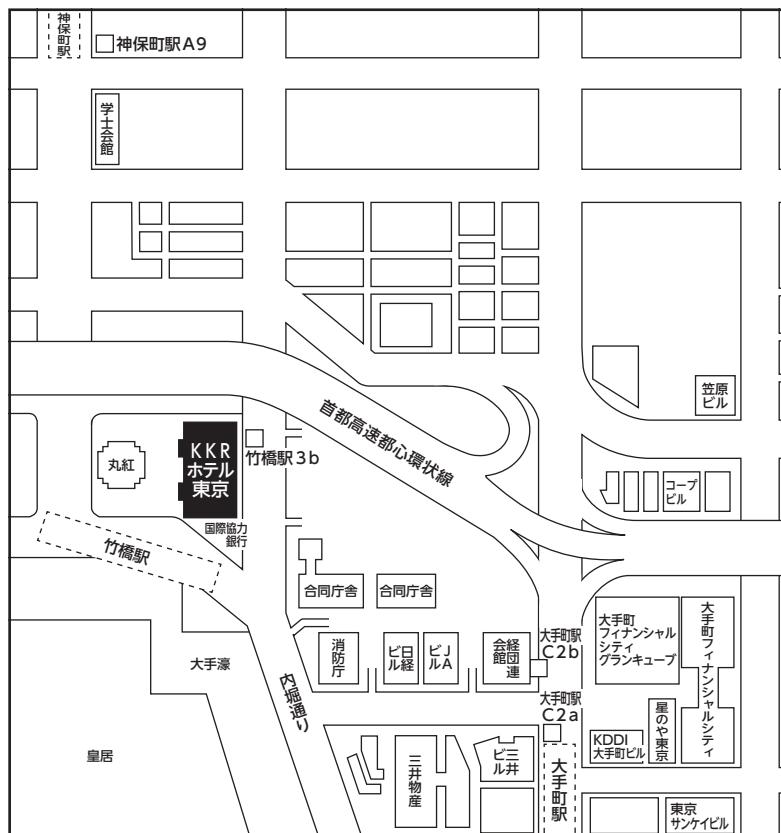
定時株主総会会場ご案内図

会場

KKRホテル東京 10階 「瑞宝の間」
東京都千代田区大手町一丁目4番1号 電話 (03) 3287-2921

交通

地下鉄（東西線）竹橋駅3b出口直結
地下鉄（千代田線他）大手町駅C2a・b出口より徒歩5分
地下鉄（都営三田線他）神保町駅A9出口より徒歩5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。